

神戸市西区マスコットキャラクター「神戸ウエストン」の画像使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、神戸市西区マスコットキャラクター「神戸ウエストン」の画像（以下、「神戸ウエストン」という。）に係る著作権法（昭和45年法律第48号）第63条に基づく使用許諾に関し、必要な事項を定めるものとする。

(権利)

第2条 「神戸ウエストン」に関する著作権その他一切の権利は、神戸市に属する。

(使用画像)

第3条 この要綱において「神戸ウエストン」とは、様式第1号の「神戸ウエストン」基本デザイン及びその展開デザインとして神戸市西区長（以下、「区長」という。）が定めるものとする。

(使用について)

第4条 「神戸ウエストン」の使用希望者は、あらかじめ「神戸ウエストン画像使用申請書」（以下、「申請書」という。）に必要な書類を添付して区長に提出し、区長の許諾を得なければならない。

2 区長は申請内容について審査し、適当と認める場合は、画像使用許諾書を申請者に交付するものとする。

3 私的使用のための複製または著作権法第30条～第47条に記載する事由については、第1項の申請書の提出を不要とする。

(使用目的)

第5条 「神戸ウエストン」は、前条第3項を除くほか、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ使用することができるものとする。

- (1) 公益的活動の推進を目的として使用するとき。
- (2) 神戸市西区（以下、「区」という。）および区内各地域のPRを目的として使用するとき。
- (3) 区への愛着や親しみを高めるとともに、区のイメージを内外に発信するために使用するとき。

(使用許諾基準)

第6条 区長は、申込の内容が前条に定める使用目的に合致し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合にのみ「神戸ウエストン」の使用を許諾する。

- (1) 市もしくは市の施設の管理者等が行う啓発活動または市主催（共催）事業で使用するとき。
- (2) 国または地方公共団体が使用するとき。
- (3) 区内のふれあいのまちづくり協議会等の住民組織が地域への奉仕活動もしくは地域活性化につながる活動において使用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該使用により区の広報が期待できる場合であって、公益上の観点から区長が適当と認める場合は、「神戸ウエストン」の使用を許諾する。

(遵守事項)

第7条 使用者は、「神戸ウエストン」の使用に際して、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「神戸ウエストン」について、次に掲げる使用その他許諾を受けた内容と異なる使用、またはその許諾条件に反する使用をしないこと。
 - ア 区の品位を傷つけ、または区民の理解の妨げになるおそれがあると認められる使用。
 - イ 特定の個人または団体を援助、助長、促進、圧迫、干渉等していると誤解させるおそれがあると認められる使用。
 - ウ 法令または公序良俗に反するおそれがあると認められる使用。
 - エ 営利もしくは販売を目的とした使用（区長が特に認める場合の使用を除く）。
- (2) 「神戸ウエストン」の使用に関し、本市または第三者に損害を与えないこと。
- (3) 「神戸ウエストン」の改変をしないこと。
- (4) 「神戸ウエストン」を表示する同一面上に「©2013 神戸市西区」または「©2013 kobe city」及び許諾番号を表示すること。
- (5) 「神戸ウエストン」を使用する権利の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、転貸し、または担保の用に供しないこと。
- (6) 「神戸ウエストン」の類似画像の作成、第三者による「神戸ウエストン」に係る著作権侵害の助長その他本市の権利を侵害する行為をしないこと。
- (7) 許諾を受けた「神戸ウエストン」を利用した物件を直ちに提出すること。ただし、物件の提出が困難と区長が認めるものについては、その写真をもって代えることができる。
- (8) 神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例を遵守すること。

(使用期間)

第8条 使用者が「神戸ウエストン」を使用できる期間は、1年以内で区長が定める期間とする。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料等)

第9条 第6条第1項により使用を許諾する場合の使用料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年条例第78号)第6条に基づき、無料とする。ただし、区長は、公益上の観点から必要があると認めるときは、区長が定める額の使用料または契約保証金を納付させることができる。

2 第6条第2項により使用を許諾する場合の使用料は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年3月条例第78号)第7条に基づき、減額し、または免除することができる。

(事故発生時の報告義務等)

第10条 使用者は、「神戸ウエストン」の使用において事故が発生し、又は事故の発生が予想されるときは、直ちに区長に対し報告し、その指示を受けなければならない。

(調査等)

第11条 区長は、「神戸ウエストン」の使用に関し必要があると認めるときは、使用者に対し報告を求め、調査を行い、または適切な措置を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により区長から報告を求められ、もしくは適切な措置を求められたときは、速やかにこれに応じ、または区長から調査を受けたときはこれに協力しなければならない。

(許諾の取消し等)

第12条 区長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第4条第1項の許諾を取り消し、許諾内容を変更し、または「神戸ウエストン」の使用の制限をし、もしくは使用の停止をすることができる。

(1) この要綱またはこの要綱に基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により許諾を受けたとき。

(3) 公益上やむを得ない必要が生じたとき、その他「神戸ウエストン」の管理運営上やむを得ない必要が生じたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長がその使用の継続を不相当であると認めるとき。

2 前項の規定に基づく許諾の取消し、許諾内容の変更または「神戸ウエストン」の使用の制限もしくは使用の停止により使用者に生じた損害については、本市は一切の責任を負わない。

(使用終了後等の措置)

第13条 第8条の規定による使用期間が終了した者、もしくは前条第1項の規定に基づく許諾の取消しを受けた者は、速やかに「神戸ウエストン」の使用を中止し、並びに「神戸ウエストン」の複製物の廃棄及び回収に関する区長の指示に従わなければならない。

(損害賠償請求)

第14条 使用者は、「神戸ウエストン」の使用に関し、使用者の責めに帰すべき事由により、本市または第三者に損害を与えた場合は、使用者の責任において速やかにその損害を賠償しなければならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第15条 本市は、申請書に記載された個人情報に関して、個人情報の保護に関する法律及び関連法令等を遵守して取り扱う。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、「神戸ウエストン」の使用について必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

(適用)

この要綱の規定は、この要綱の施行の日以後（以下「施行日」という。）の申請について適用し、施行日前の申請については、なお従前の例による。